

平成 30 年 4 月 20 日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社 出版事業部

法人税法 理論サブノート  
税法の改正に伴う修正のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

誠に申し訳ございませんが、本書の記載内容に修正がございます。

ご購入いただいたみなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、下記該当書籍及び訂正内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2018 年 税理士試験受験対策シリーズ

法人税法 理論サブノート（平成 29 年 8 月 30 日第 17 版発行）

ISBN978-4-86486-477-0 C1034

訂正内容

訂正頁・行	訂正箇所
P. 24 19行目	～原価、費用、損失の額は、一般に公正妥当～ ↓ ～原価、費用、損失の額は、別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当～
P. 25 1行目～17行目	税法の改正に伴い、削除とさせていただきます。
P. 96 18行目～20行目	該当箇所に下記を貼り付けてご使用ください。  〔1〕から〔3〕の規定は、 <u>税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、確定申告書に一定の事項の記載及び一定の明細書の添付があり、かつ、一定の書類の保存をしている場合に限り適用する。</u>

P. 100 18行目 ～22行目	<p>該当箇所に下記を貼り付けてご使用ください。</p> <p>〔1〕〔2〕の規定は、<u>税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き</u>、<u>確定申告書に一定の事項の記載及び一定の明細書の添付があり、かつ、一定の書類の保存をしている場合に限り適用する。</u></p> <p>なお、公共事業施行者から交付を受けた買取り等の申出があったことを証する書類の保存が必要である。</p>
P. 112	<p>税法の改正に伴い、削除とさせていただきます。</p>
P. 144 10行目	<p>①譲渡対価の額</p> <p>↓</p> <p>残余財産確定時の価額</p>
P. 206 7行目	<p>①譲渡対価の額</p> <p>↓</p> <p>譲渡収益の額</p>
P. 42 4行目 P. 173 17行目 P. 173 19行目 P. 174 27行目 P. 176 13行目 P. 177 18行目 P. 177 20行目 P. 178 13行目 P. 179 8行目 P. 188 20行目 P. 188 22行目 P. 189 19行目 P. 190 20行目 P. 190 22行目 P. 191 19行目 P. 205 16行目 P. 211 23行目	<p>譲渡対価の額</p> <p>↓</p> <p>譲渡により通常得べき対価の額</p>

問題

## 2-2

収益の額

## 〔1〕 収益の額の帰属時期 (法22の2①②③) ★★

## (1) 原則

内国法人の資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供（以下、「資産の販売等」という。）に係る収益の額は、別段の定めがあるものを除き、その資産の販売等に係る目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度の益金の額に算入する。

## (2) 例外

## ① 確定した決算において収益経理した場合

内国法人が資産の販売等に係る収益の額につき、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従ってその資産の販売等に係る契約の効力発生日その他の(1)に規定する日に近接する日の属する事業年度の確定した決算において収益として経理した場合には、(1)にかかわらず、その資産の販売等に係る収益の額は、別段の定めがあるものを除き、その事業年度の益金の額に算入する。

## ② 申告調整を行った場合

内国法人が資産の販売等を行った場合（(1)に規定する日又は①に規定する日の属する事業年度の確定した決算において収益として経理した場合を除く。）において、その資産の販売等に係る①に規定する日の属する事業年度の確定申告書にその資産の販売等に係る収益の額の益金算入に関する申告の記載があるときは、その額につきその事業年度の確定した決算において収益として経理したものとみなして、①の規定を適用する。

## 〔2〕 収益の額 (法22の2④⑤) ★★

## (1) 対価の額

内国法人の各事業年度の資産の販売等に係る収益の額として〔1〕の規定によりその事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額は、別段の定めがあるものを除き、その販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの時における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額相当額とする。

## (2) 引渡しの際における価額又は通常得べき対価の額

(1)の引渡しの際における価額又は通常得べき対価の額は、(1)の資産の販売等につき次の事実が生ずる可能性がある場合においても、その可能性がないものとした場合における価額とする。

- ① 対価の額に係る金銭債権の貸倒れ
- ② 資産の買戻し

## 〔3〕 無償取引の範囲 (法22の2⑥) ★

無償による資産の譲渡に係る収益の額は、金銭以外の資産による利益又は剰余金の分配及び残余財産の分配等その他これらに類する行為としての資産の譲渡に係る収益の額を含むものとする。

〔1〕 **リース譲渡** (法63①②⑥⑦、令124③、令125①②) ★★(1) **延払基準**

内国法人が、リース譲渡（リース取引によるリース資産の引渡しをいう。）を行った場合において、そのリース譲渡に係る収益の額及び費用の額につき、そのリース譲渡事業年度以後の各事業年度の確定した決算において延払基準の方法により経理したとき（②の適用を受ける場合を除く。）は、その経理した収益の額及び費用の額は、その各事業年度の益金の額及び損金の額に算入する。

ただし、その後のいずれかの事業年度の確定した決算において延払基準の方法により経理しなかった場合には、そのリース譲渡に係る収益の額及び費用の額（その経理しなかった事業年度前の各事業年度に計上したものを除く。）は、その経理しなかった事業年度の益金の額及び損金の額に算入する。

(2) **リース譲渡の特例**

## ① 適用要件

内国法人が、リース譲渡を行った場合には、その対価の額を利息相当額とそれ以外に区分した場合におけるそのリース譲渡事業年度以後の各事業年度の収益の額及び費用の額として計算した金額は、その各事業年度の益金の額及び損金の額に算入する。

ただし、リース譲渡に係る契約の解除等をした場合には、そのリース譲渡に係る収益の額及び費用の額（その解除等事業年度前の各事業年度に計上したものを除く。）はその解除等事業年度の益金の額及び損金の額に算入する。

なお、利息相当額とは、リース譲渡の対価の額から原価の額を控除した金額の20%相当額をいう。

## ② 手続規定

①の規定は、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、リース譲渡事業年度の確定申告書に一定の事項の記載がある場合に限り適用する。

## 問題 13-8 所得拡大促進税制

### 〔1〕 所得拡大促進税制（中小企業者等以外）（措法42の12の5）★★

#### (1) 控除基準額

青色申告法人が、③①及び③②の要件を満たす場合には、その事業年度の法人税額から雇⤵者給与等支給額から比較雇⤵者給与等支給額を控除した金額の15%相当額（その事業年度において③③の要件を満たす場合には、20%相当額）を控除する。

#### (2) 税額基準額

(1)は、その事業年度の法人税額の20%相当額を限度とする。

#### (3) 適用要件

- ① 
$$\frac{\text{継続雇⤵者給与等支給額} - \text{継続雇⤵者比較給与等支給額}}{\text{継続雇⤵者比較給与等支給額}} \geq 3\%$$
- ② 国内設備投資額  $\geq$  当期償却費総額  $\times 90\%$
- ③ 
$$\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 20\%$$

### 〔2〕 所得拡大促進税制（中小企業者等）（措法42の12の5）★★

#### (1) 控除基準額

中小企業者等である青色申告法人が、③①の要件を満たす場合には、その事業年度の法人税額から雇⤵者給与等支給額から比較雇⤵者給与等支給額を控除した金額の15%相当額（その事業年度において③②及び③③を満たす場合には、25%相当額）を控除する。

#### (2) 税額基準額

(1)は、その事業年度の法人税額の20%相当額を限度とする。

#### (3) 適用要件

- ① 
$$\frac{\text{継続雇⤵者給与等支給額} - \text{継続雇⤵者比較給与等支給額}}{\text{継続雇⤵者比較給与等支給額}} \geq 1.5\%$$
- ② 
$$\frac{\text{継続雇⤵者給与等支給額} - \text{継続雇⤵者比較給与等支給額}}{\text{継続雇⤵者比較給与等支給額}} \geq 2.5\%$$
- ③ 次の要件のいずれかを満たすこと
  - (i) 
$$\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{中小企業比較教育訓練費の額}}{\text{中小企業比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$$
  - (ii) その事業年度終了の日までにおいて一定の認定を受けたものであり、その認定に係る一定の経営力向上計画に記載された一定の経営力向上が確実に行われたことにつき一定の定めにより証明がされたものであること。

### 〔3〕 手続規定（措法42の12の5）★★

〔1〕及び〔2〕の規定は、確定申告書等（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を含む。）に雇⤵者給与等支給額から比較雇⤵者給与等支給額を控除した金額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細並びに継続雇⤵者給与等支給額及び継続雇⤵者比較給与等支給額を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

この場合において、控除される金額の計算の基礎となるその控除した金額は、確定申告書等に添付された書類に記載された雇⤵者給与等支給額から比較雇⤵者給与等支給額を控除した金額を限度とする。

## 問題 15-8 株式分配があった場合の主な取扱い

## 〔1〕適格株式分配 (法22、法61の2、法62の5、令8、令119、令119の8の2等)★★

## (1) 現物分配法人

## ① 帳簿価額による譲渡

現物分配法人が適格株式分配により被現物分配法人その他の株主等にその有する資産の移転をしたときは、適格株式分配直前の帳簿価額による譲渡をしたものとして、各事業年度の所得の金額を計算する。

## ② 資本金等の額の減算項目

現物分配法人の適格株式分配の直前のその適格株式分配によりその株主等に交付した完全子法人株式の帳簿価額相当額

## (2) 現物分配法人の株主等

## ① 完全子法人株式の取得価額

現物分配法人株式の株式分配直前の帳簿価額×分配割合

## ② 現物分配法人株式の譲渡損益

内国法人が現物分配法人株式を譲渡した場合には、その譲渡利益額  $((f) - (p))$  又は譲渡損失額  $((p) - (f))$  は、その株式分配の日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

(f) 譲渡により通常得べき対価の額 (現物分配法人株式の株式分配直前の帳簿価額×分配割合)

(p) 譲渡原価の額 (現物分配法人株式の株式分配直前の帳簿価額×分配割合)

## 〔2〕非適格株式分配 (法24、法61の2、令8、令9、令23、令119等)

## (1) 現物分配法人

## ① 時価による譲渡

現物分配法人が株式分配により被現物分配法人その他の株主等にその有する資産を移転したときは、その株式分配時の価額による譲渡をしたものとして、各事業年度の所得の金額を計算する。

## ② 資本金等の額の減算項目

現物分配法人の非適格株式分配直前の資本金等の額に分配割合を乗じて計算した金額

## ③ 利益積立金額の減算項目

現物分配法人の株主等に交付した完全子法人の株式その他の資産の価額の合計額から②の金額を減算した金額

## (2) 現物分配法人の株主等

## ① みなし配当

現物分配法人の株主等である内国法人が非適格株式分配により金銭等の交付を受けた場合において、その金銭等の額の合計額が現物分配法人の資本金等の額のうち交付基因株式等に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額は、剰余金の配当等の額とみなす。

## ② 完全子法人株式の取得価額

(f) 完全子法人株式以外の資産の交付がない場合

現物分配法人株式の株式分配直前の帳簿価額×分配割合 (みなし配当金額を加算した金額)

(p) 上記以外の場合

取得時における取得のために通常要する価額

## ③ 現物分配法人株式の譲渡損益

## (f) 譲渡損益

内国法人が現物分配法人株式を譲渡した場合には、その譲渡利益額  $((f) - (p))$  又は譲渡損失額  $((p) - (f))$  は、その株式分配の日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

① 譲渡により通常得べき対価の額 (みなし配当金額を控除した金額)

② 譲渡原価の額 (現物分配法人株式の株式分配直前の帳簿価額×分配割合)

(p) 完全子法人株式以外の資産の交付がない場合の譲渡対価の額

現物分配法人株式の株式分配直前の帳簿価額×分配割合